

御前崎港風力発電施設タワー部(鉄塔)売払い入札に係る配布資料

1 入札説明書

2 入札心得書

3 関係様式

(1) 入札参加資格確認申請書【提出締切：平成26年12月9日(火)】

(2) 委任状

(3) 入札書

(4) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書及び記入要領

【提出締切：平成26年12月9日(火) 入札参加資格確認申請書と併せて提出】

(5) 御前崎港風力発電施設タワー部(鉄塔)解体撤去作業施工計画書

【落札候補者のみ入札後に提出】

4 契約書(案)

5 図面等

(1) 位置図

(2) 案内図

(3) 売却物件写真

6 参考様式

(1) 入札参加資格確認通知【平成26年12月10日(水)までに回答】

(2) 落札者決定通知

上記のとおりですので、ご確認ください。

本件に関する問い合わせ先

〒437-

御前崎市港6129-1

静岡県御前崎港管理事務所

担当：総務課 総務班

電話番号 0548-63-3211

Fax 番号 0548-63-5594

入札説明書

1 入札により売払う財産の表示

(1) 名称

御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）

(2) 物件の仕様等

素材：鉄（SM400B）

物件1：延長 24.380m、直径 2.320m～2.783m、肉厚 19mm～28mm、重量 44 t

物件2：延長 23.825m、直径 2.783m～3.497m、肉厚 28mm～32mm、重量 59 t

物件3：延長 16.665m、直径 3.496m～4.043m、肉厚 32mm～41mm、重量 60 t

物件4：延長 0.54m、直径 4.040m～4.040m、肉厚 40mm～42mm、重量 4.8 t

詳細は別紙1による。

(3) 所在する場所

静岡県御前崎市港地内（御前崎港西埠頭内）

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であることとする。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 静岡県における建設工事競争入札参加資格の「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」のいずれかに係る認定を受けた者であること
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく、「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」のいずれかに係る特定又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所が静岡県内にあること（「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう）。
- (6) 静岡県金属くず営業条例第3条の規定に基づく「金属くず商」の許可を受けた者であること。
- (7) 入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (9) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者

- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続きの開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続きの開始に決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合は当該個人をいい、法人である場合にあっては、当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と親密な関係を有していると認められる者。
- (12) 入札参加資格確認申請書を指定した期日までに提出した者。
- (13) 当該風力発電施設タワー部の売却に係る撤去条件の履行が確実である者。

3 売却に係る条件

- (1) 当該売却物件の撤去は落札者が行うこととし、その費用は落札者が負担するものとする。ただし、解体工事で使用する港湾施設用地に係る使用料は徴収しない。
- (2) 撤去完了日は、撤去開始日から連続する 30 日以内の日を、県と落札者との協議のうえ定める。ただし、撤去完了日は、契約日から 2 か月を超える日を定めることはできないものとする。
- (3) 撤去作業中は周囲の安全に配慮し、港湾荷役作業を妨げないこと。
- (4) 撤去作業において第三者に被害を与えた場合は、落札者の責任において損害賠償等を行うこと。
- (5) その他別紙 2 のとおりとする。

4 入札参加心得書、入札関係書類等の配付期間、配付場所及び配付方法

(1) 配付期間

平成 26 年 11 月 28 日（金）から平成 26 年 12 月 8 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 配付場所

〒437-1623 静岡県御前崎市港 6 1 2 9 - 1
静岡県御前崎港管理事務所 総務課総務班
電話番号 0548-63-3211 FAX番号 0548-63-5594

(3) 配付方法

(2) に掲げる機関にて、無料で交付する。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を（以下「申請書」という。）を作成のうえ

提出し、入札前に入札参加資格の確認を受けなければならない。また、開札の結果落札候補者となった者は、御前崎港風力発電施設タワー部撤去作業施工計画書（以下「施工計画書」という。）を提出し、売却に係る撤去条件の履行について確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付期間

平成26年11月28日（金）から平成26年12月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

上記4(2)に同じ

(4) その他

ア 申請書は、持参又は郵送により提出すること。（電送による受付は行わない。）

イ 郵送による提出の場合は、上記受付期間内に上記受付場所に必ず到着すること。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成26年12月10日（水）までに、郵送及び電送により通知する。

6 現地説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成26年12月2日（火） 午前11時から（受付時間 午前10時45分から午前11時まで）

(2) 場所

御前崎市港6129-1 静岡県御前崎港管理事務所 別館2階会議室

7 入札手続き等

(1) 入札執行の日時及び場所

日時 平成26年12月12日（金）午後1時30分

場所 御前崎市港6129-1

静岡県御前崎港管理事務所 別館2階会議室

(2) 入札方法

入札書は本人又はその代理人が持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金

免除

(4) 入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに静岡県財務規則第44条及び入札参加心得書に記載された入札無効事由に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により、予定価格以上で最高の金額をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、最高価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

イ 入札後に落札候補者から提出された施工計画書を審査し、その結果、売却に係る履行条件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(6) 入札後に行う施工計画書の提出期限

平成26年12月16日（火）午後4時

(7) 契約方法

落札者は、県が定めた売買契約書により、県が指定する期日までに契約を締結しなければならない。

(8) 契約保証金

落札者は、売買契約締結までに、県が発行する納入通知書により、売買金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

8 その他

- (1) 入札参加者は、本説明書のほか、4の配付資料（入札参加心得書等）を熟知の上、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 問い合わせ先

〒437-1623 静岡県御前崎市港6129-1

静岡県御前崎港管理事務所 総務課総務班

電話番号 0548-63-3211

(別紙1)

売却物件詳細

- 1 名称：御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）
- 2 素材：鉄（SM400B）
- 3 形状：円筒（管）
- 4 物件：1 トップタワー部
延長：24.380m、直径：2.320m～2.783m、肉厚：19mm～28mm、重量44 t
2 ミドルタワー部
延長：23.825m、直径：2.783m～3.497m、肉厚：28mm～32 mm、重量59 t
3 ボトムタワー部
延長：16.665m、直径：3.496m～4.043m、肉厚：32mm～41mm、重量60 t
4 アンカーリング部
延長：0.54m、直径：4.040m～4.040m、肉厚：40mm～42mm、重量4.8 t
- 5 現状：(1) 御前崎港風力発電施設タワー部は上記のとおり4分割し、御前崎港西埠頭
港湾施設用地に仮置きしてあります。
(2) 物件1、2及び3の内部には、電気ケーブル線、照明器具、梯子等が付
属しています。
- 6 その他：別添写真の風力発電施設ブレード(羽部分)は売却の対象物件ではありません。

(別紙2)

御前崎港風力発電施設タワー部(鉄塔)売却条件

- 1 売却する物件は、現状渡しとします。
- 2 買受者は次の期限までに物件を解体し、御前崎港内から持ち出し撤去していただきます。
撤去期限 平成27年1月30日(金)
作業工期 1ヶ月間
- 3 現場及び周辺の状態及び作業条件は次のとおりです。
 - (1) 舗装 アスファルト舗装
 - (2) 水 供給可(380円/㎡(税別))*運搬車が必要
 - (3) 電気 無し
 - (4) 警備員 配置が必要
 - (5) 仮設工事 作業中は仮囲い等の仮設設備が必要
 - (6) 養生対策 アスファルト舗装の養生対策が必要
- 4 その他
 - (1) 現場の南側には輸出用完成自動車の保管場所があり、また、隣接する御前崎港西埠頭1号及び2号岸壁では完成自動車の船積み作業が行われていますので、解体作業の実施にあたっては荷役作業の妨げとならないよう配慮していただきます。そのため、売却物件の解体作業実施に制限を受けることもあります。
 - (2) 作業にあたって輸出用完成自動車等第三者へ損害を与えた場合は賠償する責を負います。
 - (3) 作業現場に隣接し港湾工事が実施される場合は、当該工事関係者との調整をお願いします。

入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札により県有財産の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による県有財産の売払いに参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、この入札参加心得書のほか、入札説明書の記載事項及び当該財産等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる条件をすべて満足していない者は、入札に参加することはできません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 静岡県における建設工事競争入札参加資格の「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」のいずれかに係る認定を受けた者であること
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」のいずれかに係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であり、静岡県内に同条第1項に規定する主たる営業所を有する者であること。
- (5) 静岡県金属くず営業条例(昭和32年条例第51号)第3条の規定に基づく「金属くず商」の許可を受けている者であること。
- (6) 入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (8) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てが成されている者(更生手続きの開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続きの開始に決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (10) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合は当該個人をいい、法人である場合にあっては、当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員

等（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と親密な関係を有していると認められる者。

(11) 入札参加資格確認申請書を指定した期日までに提出した者。

(12) 当該風力発電施設タワー部の売却に係る撤去条件の履行が確実である者。

（売却に係る条件）

第4 売却に係る条件は以下のとおりです。

(1) 当該売却物件の撤去は落札者が行い、その費用は落札者が負担します。ただし、解体工事で使用する港湾施設用地に係る使用料は徴収しません。

(2) 撤去完了日は、撤去開始日から連続する30日以内の日を、県と落札者との協議のうえ定めます。ただし、撤去完了日は、契約日から2か月を超える日を定めることはできません。

(3) 撤去作業中は周囲の安全に配慮し、必要な警備員を配置するとともに、近接する港湾施設内で行われる港湾荷役作業を妨げないこととします。

(4) 撤去作業において第三者に被害を与えた場合は、落札者の責任において損害賠償等を行っていただきます。

(5) 撤去作業期間中に、隣接した場所で港湾工事が行われる場合があります。

（入札参加資格確認の申請）

第5 入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県御前崎港管理事務所総務課に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加資格確認申請書（申請書内に記載のある添付資料を含みます。）

(2) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 1つの申請書において複数の名義で入札参加資格確認申請をすることができません。申請に当たっては申請者を1名若しくは1法人としてください。

3 入札参加資格確認申請書は、指定した期日までに静岡県御前崎港管理事務所総務課へ持参又は郵送してください。

4 郵送による場合は、指定した期日までに確実に到達することが必要です。なお、電送による入札参加資格確認申請書の提出は認めません。

（現地説明会）

第6 入札対象物件の内容を熟知していただくため、指定する日にできる限り出席してください。

2 現地説明会では、物件の状況及び周辺の状況を説明します。

（入札時の持参書類）

第7 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参し

てください。

- (1) 入札書（入札説明書に添付した様式を使用してください。）
 - (2) 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）
 - (3) 委任状（代理人が入札に出席する場合のみ必要となります。）
 - (4) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が出席する場合は代理人の印鑑）を持参してください。
- 2 代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

（入札保証金）

第8 免除

（入札書）

- 第9 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。
- 2 記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。
 - 3 金額には算用数字を使用し、入札金額の最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。
 - 4 代理人が入札に出席する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入（押印は不要）し、代理人の氏名を記入し、代理人の印を押印してください。
 - 5 入札書は封筒に入れ、封かんし、入札参加者の住所、氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を表記し、県の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札書投函箱に投入してください。
 - 6 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第10 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 第3に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに静岡県財務規則第44条に該当する入札
- (2) 入札の結果、落札候補者とされた者から提出された施工計画書を審査した結果、売却に係る履行条件を満たしていないと確認された場合の当該落札候補者の行った入札

（開札）

第11 開札は入札参加者の前で、入札書投函後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない県職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

（落札者の決定）

- 第12 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令第167条の10第1項の規定により、県の予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- 2 県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札候補者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない県職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。
 - 3 落札候補者があるときは、その者の氏名（名称）及び金額を、落札候補者がいないときはその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。
 - 4 入札後に落札候補者から提出された施工計画書を審査し、その結果、売却に係る履行条件を満たしていると確認した場合、当該落札候補者を落札者として決定します。

（再入札）

第13 開札の結果、最高金額の入札が予定価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

- 2 第10の(1)の理由により無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することはでき

ません。

(入札執行の延期)

第14 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期、又は取止めることがあります。

(契約の締結)

第15 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けてから県の指定する期日までに契約書を作成し、契約を締結しなければなりません。

3 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約を締結するときまでに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満切り上げ)を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

2 契約保証金は、原則として、売買代金に充当することはできません。売買代金の完納後、完納日から30日以内に第5(2)により申し出された口座に、口座振込みで返還します。なお、契約保証金を納付した日からその返還を受けるまでの期間について、利息は付きません。

(売買代金の支払い)

第17 落札者は、売買代金を、県が発行する納入通知書により、契約締結日から起算して1ヶ月以内に県が指定する金融機関に納付しなければなりません。

2 落札者が前項の売買代金を指定した日までに納付しない場合は、その日の翌日から納付した日まで売買代金に年10.75%の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。

3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、県は契約を解除することができます。その場合、契約保証金は県に帰属し、落札者へ返還しません。

(所有権の移転と公租効果)

第18 落札した物件の所有権の移転は、売買代金の完納後とします。

(撤去費用)

第19 撤去に要する費用は、落札者の負担とします。

(危険負担等)

第20 落札者は、契約締結後、当該物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(入札結果の公表)

第21 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び個人・法人の別(法人にあつては業種)を公表することとなります。なお、落札金額については落札者の同意を得た上で、公表することとなります。

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長 様

住 所
申込人 商号又は名称

氏 名 ㊟
電 話 番 号

下記の物件の売却に係る一般競争入札（県有財産売り払い）に参加する資格の確認について、当該物件の撤去条件に係る関係資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

売払物件

名 称 御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）
種 別 金属くず
素 材 鉄（SM400B）
形 状 円筒（管）
所在地 御前崎市港 御前崎港西埠頭内

【添付資料】

(1) 法人の場合

- ア 事業概要
- イ 法人登記簿謄本
- ウ 定款
- エ 金属くず商許可証の写
- オ 撤去作業施工計画書（入札後に提出）
- カ 口座振替による支払い及びファクスによる口座振替通知登録申出書

(2) 法人以外の場合

- ア 住民票謄本
- イ 金属くず商許可証の写
- ウ 撤去作業施工計画書（入札後に提出）
- エ 口座振替による支払い及びファクスによる口座振替通知登録申出書

委任状

私は、

代理人の印

を代理人と定め、下記事項を

処理する一切の権限を委任します。

記

委任事項 御第62901号
平成26年度 御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）の買受けに係る
入札について

委任期日 平成 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長 様

住所（所在地）

商号又は名称

氏 名

（法人にあっては代表者名）

⑩

入 札 書

- 1 入札番号 御 第62901号
- 2 買受希望財産 御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）

上記の物件を、下記代金をもって買い受けたく申し込みます。

記

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（上記金額には、取引に係る消費税及び地方消費税を除く）

平成 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長 様

住 所
入札者 商号又は名称
氏 名
（法人あつては、代表者の氏名）

代理人氏名

- （注）1 記入には黒インクの万年筆又はボールペンを使用し、金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付けは、入札執行日の日を記入すること。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

平成 年 月 日

様

住所（所在地）

次のとおり登録してください。

氏名（名称）

代表者 印

（電話番号 - - ）

（色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入（県内の方のみ）

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

④ 氏名・名称（カナ）

⑤ 氏名・名称（漢字）上段

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）

⑫ 地番等（漢字）

⑬ 方番等（漢字）（「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。）

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。）

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通（預金）
銀行・信金・農協		2 当座（預金）
労金・信組		7 別段（預金）
店		
口座名義人（カナ）	預金種別	口座番号

⑮ 前払金用口座振替先

（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通（預金）
銀行・信金・農協		2 当座（預金）
労金・信組		7 別段（預金）
店		
口座名義人（カナ）	預金種別	口座番号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》

(法人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

平成 21年 4月 1日

静岡県出納局会計指導課長 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代表者 支店長 甲野 乙太郎



(電話番号 054 - 222 - 3333)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0:5:4:-2:2:-3:3:2:3	0:5:4:-2:2:-5:5:5

④ 氏名・名称(カナ)

ハママツサンキョウカブシキカイシャシスオカシテン

⑤ 氏名・名称(漢字)上段

浜松産業株式会社 静岡支店

⑥ 氏名・名称(漢字)下段

支店長 甲野 乙太郎

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
0:1	2:3	4:2:0:-0:8:5:3	2:2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)

静岡市葵区追手町

⑫ 地番等(漢字)

9番18号

⑬ 方書等(漢字) (「△ビル3F」、「□様方」などを記入する。)

静岡中央ビル8F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通(預金)
静岡 銀行・信金・農協 呉服町支店		2 当座(預金)
		7 別段(預金)
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号
ハママツサンキョウカブシキカイシャシスオカシテン	1	1:2:3:4:5:6:7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名	金融機関コード	1 普通(預金)
銀行・信金・農協 店		2 当座(預金)
		7 別段(預金)
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》

(個人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

平成 24年 4月 1日

静岡県出納局会計指導課長 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 静岡 太郎

代 表 者



(電話番号 054 - 222 - 3333)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0:5:4:2:2:3:2:3	0:5:4:2:2:5:5:5

④ 氏名・名称(カナ)									
シ	ス	オ	カ	タ	ロ	ウ			

⑤ 氏名・名称(漢字)上段									
静	岡	太	郎						

⑥ 氏名・名称(漢字)下段									

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	2:3	4:2:0:—:0:8:5:3	2:2		

⑪ 市区郡町村丁目等(漢字)									
静	岡	市	葵	区	追	手	町		

⑫ 地番等(漢字)									
9	番	1	8	号					

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル8F」、「□□様方」などを記入する。)									
静	岡	中	央	ビ	ル	8	F		

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名		金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)						
静岡	銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支店								
口座名義人(カナ)		預金種別	口座番号						
シ	ス	オ	カ	タ	ロ	ウ			

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名		金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)						
	銀行・信金・農協 労金・信組 店								
口座名義人(カナ)		預金種別	口座番号						

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
 ※ この用紙のみを切りはなして返送してください。
 ※ 個人情報の保護について
 この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替のみに利用します。
 なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

記 載 要 領

項目① 入札参加資格

- ・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。
区分 1 入札参加資格を有しない
2 物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
3 建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
4 庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・市外局番、市内局番、番号の間を“-”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④ 氏名・名称(カナ) 半角48文字以内

- ・濁点、半濁点等も1マス使用する。
- ・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。
（例）静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ`ンク`テン▲シス`オカタロウ（屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
（例）浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンキ`ヨウカフ`シキカ`イシャヌマツ`シテン
▲ダ`イヒョウトリシマリヤク▲ハママツシ`ロウ

項目⑤⑥ 氏名・名称(漢字) 全角25文字×2行=50文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は1マス空白（説明上▲表示）とする。
（例）静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、静岡▲太郎
- ・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。
（例）株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは 株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦ 組織区分コード2桁

- ・別紙「組織コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧ 業種コード2桁

- ・別紙「業種コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨ 郵便番号7桁

- ・7桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩ 県コードコード2桁

- ・県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「22」（静岡県のコード）を記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬ 県市区郡町村丁目等(漢字)、地番等(漢字)、方書等(漢字) 全角26文字×3行=78文字以内

- ・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・県内に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

項目⑭ 通常口座振替先

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所を○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

項目⑮ 前金払用口座振替先

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カナ：アイウエオカキクケコサシスセリタチツテトナニヌネノヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロリン

記号：〒「」() / - , . ' °

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合には注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）

(1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。 株式会社 浜松産業 → カ) ハマツサンギ' 伊

(2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。 浜松産業 株式会社 → ハマツサンギ' 伊(カ)

(3) 名称の途中で使うとき、「()」で囲む。 浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハマツサンギ' 伊(カ) マツ' (イ)

2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シ' カナキヨカ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆

1. 法人略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益) 財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益) 社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
行政書士法人	ギヨ)	(ギヨ)	(ギヨ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ)	(エイ)	(エイ
出張所	シユツ)	(シユツ)	(シユツ

3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンボ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキヨウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキヨウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキヨウレン
農業協同組合連合会	ノウキヨウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギヨキヨウ
漁業協同組合連合会	ギヨレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキヨウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組織コード一覧表

組織コード	名称
00	なし
01	株式会社
02	合資会社
03	合名会社
04	有限会社
05	企業組合
06	相互会社
07	合同会社
08	特定目的会社
11	医療法人
12	信用金庫
13	森林組合
14	農業協同組合
15	漁業協同組合
16	協同組合
17	有限責任事業組合
18	農事組合法人
21	財団法人
22	社団法人
23	宗教法人
24	社会福祉法人

組織コード	名称
25	学校法人
26	特定非営利活動法人
27	無限責任中間法人
28	有限責任中間法人
29	独立行政法人
31	監査法人
32	行政書士法人
33	司法書士法人
34	社会保険労務士法人
35	税理士法人
36	土地家屋調査士法人
37	弁護士法人
41	一般財団法人
42	一般社団法人
43	公益財団法人
44	公益社団法人
51	健康保険組合
52	共済組合
54	国立大学法人
71	職業訓練法人

業種コード一覧表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1 一般

コード	業種区分	例	示	コード	業種区分	例	示
1	国等			20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材	
2	市町村			21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品	
3	資金前渡者			22	運動・娯楽・芸能 芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ ホビー、 音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術	
4	代理受領者						
5	金融機関			23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光	
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生		24	リースレンタル・ 代行	リース・レンタル、代行	
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾		25	金融・不動産・法 務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・ コンサルタント	
12	文化・福祉施設・葬 祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教		26	運送・自動車・貿 易	運送サービス、自動車・自転車、貿易	
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞆・ 皮革、 めがね・時計・貴金属		27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業	
				28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝	
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維		29	デザイン・設計・ 塗装	デザイン、設計、塗装	
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・ 海産物、 菓子・パン		30	農林・園芸・水畜 産	農林・園芸・水産・畜産	
				31	化学工業・ゴム・ 紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、 紙工業・紙製品	
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店		32	機械工業・機械器 具		
17	理美容・クリーニング	理容・美容・浴場、クリーニング		33	金属工業/製品・ 鋳業		
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道		34	組合・団体		
19	電化製品	電化製品		99	その他		

3 建設業者等

コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持(清掃)
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 (総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの)	75	土木施設維持(除草)
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持(せんてい)
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4 庁舎管理

コード	業種区分	備考 (庁舎管理入札参加資格業種)	コード	業種区分	備考 (庁舎管理入札参加資格業種)
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	(ガス漏れ設備を含む)
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空調調和測定装置清掃、空調調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風機保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理 (水処理施設を含む)	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理(自動ドアを含む)			

県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合、申出書の「県コード」欄に“22”(静岡県のコード)を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード(3桁)を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合、申出書の「県コード」欄に該当する県コード(2桁)を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）解体撤去作業施工計画書

平成 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長 様

住所（所在地）
落札候補者 商号又は名称
氏 名
(法人にあっては代表者名)



1 解体撤去作業計画の概要

2 工程表 着手 平成 年 月 旬～完了 平成 年 月 旬

工 種	年 月		年 月		年 月		備 考
	年	月	年	月	年	月	

3 主要資機材一覧表

名 称	規 格 等	備 考

4 入札価格の内訳

費目	数量	単位	単価	金額	備考

県有財産売買契約書

売出人 静岡県（以下「甲」という。）と買受人

（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物品（以下「当該物品」という。）を、乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所在地	区分	数量	摘要
御前崎市港地内 御前崎港西埠頭	物品 (金属くず)	別紙のとおり	御前崎港風力発電施設タワー部 (鉄塔)

（売買代金の額）

第3条 当該物品の売買代金は、金 円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が、第8条に規定する義務を履行しないため、第15条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付の方法）

第5条 乙は、前条に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する納期限までに、所定の金融機関に納付しなければならない。

2 乙は、前項に定める期限までに売買代金を納付しなかったときは、その指定する期限の翌日から納付した日まで売買代金に年10.75パーセントの割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 当該物品の所有権は、乙が売買代金を完納した日に移転するものとする。

（当該物品の引き渡し）

第7条 甲は、当該物品の所有権が移転した日から30日以内に甲乙双方が定める日に、その所在する場所において当該物品を乙に引き渡すものとし、乙は、当該物品の受領書を甲に提出するものとする。

（解体及び撤去）

第8条 乙は、当該物品を第10条に規定する期日までに解体し、甲の指定する地域外に撤去するとともに、その跡地の整理を完了しなければならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、解体、撤去及び跡地の整理（以下「解体撤去」という。）が完了する日まで、当該物品について随時に実地調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒否し、妨害し又は報告を怠ってはならない。

(解体撤去期間の届出)

第10条 乙は、次に定めるところにより、解体撤去を完了する日(以下「撤去完了日」という。)を定め、解体撤去を開始する日(以下「撤去開始日」という。)及び撤去完了日を撤去開始日の1週間前までに甲に届け出なければならない。

(1) 撤去完了日は、撤去開始日から連続する30日以内の日を、甲と乙と協議のうえ、定めなければならない。

(2) 撤去完了日は、撤去開始日に関らず契約の日から2カ月を超えて定めることはできない。

(解体撤去費用)

第11条 解体撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(撤去完了時の検査)

第12条 乙は、当該物品の撤去を完了したときは、遅滞なく甲に届け出てその検査を受けなければならない。

(違約金)

第13条 乙は、第10条の撤去完了日までに当該物品の撤去が完了しないときは、1日につき第3条の売買代金の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、天災その他の不可抗力により当該物品の解体撤去が完了しないときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(瑕疵担保責任)

第14条 乙は、この契約締結後、当該物品に隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

(2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ)である者

(3) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が暴力団員等である者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金提供若しくは便宜供与する等直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している者

(7) 当該物品を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

3 甲は、前各項に規定する事項について必要があると認める時は、当該物品について、実地に調査し、又は所用の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

4 乙は、第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(現状回復義務)

第16条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除された場合は、甲の指定する期日までに当該物品を現状において甲に返還するとともに、当該物品を組成していた素材のうち返還できない部分があるときは、当該素材価格相当額をあわせて返還するものとする。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

3 前項の返還金には利息を付さないものとする。

4 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が当該物品に投じた撤去費その他費用があっても、乙に返還しないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償額として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に規定する違約金及び前条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は乙の負担とする。

(合意管轄)

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第21条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるものの他、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 御前崎市港6129番1
静岡県御前崎港管理事務所
所長 進藤弘之

(乙)

(別紙)

売却物件詳細

名称：御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）

素材：鉄（S M400B）

形状：円筒（管）

物件：1 トップタワー部

延長：24.380m、直径：2.320m～2.783m、肉厚：19mm～28mm、重量44 t

2 ミドルタワー部

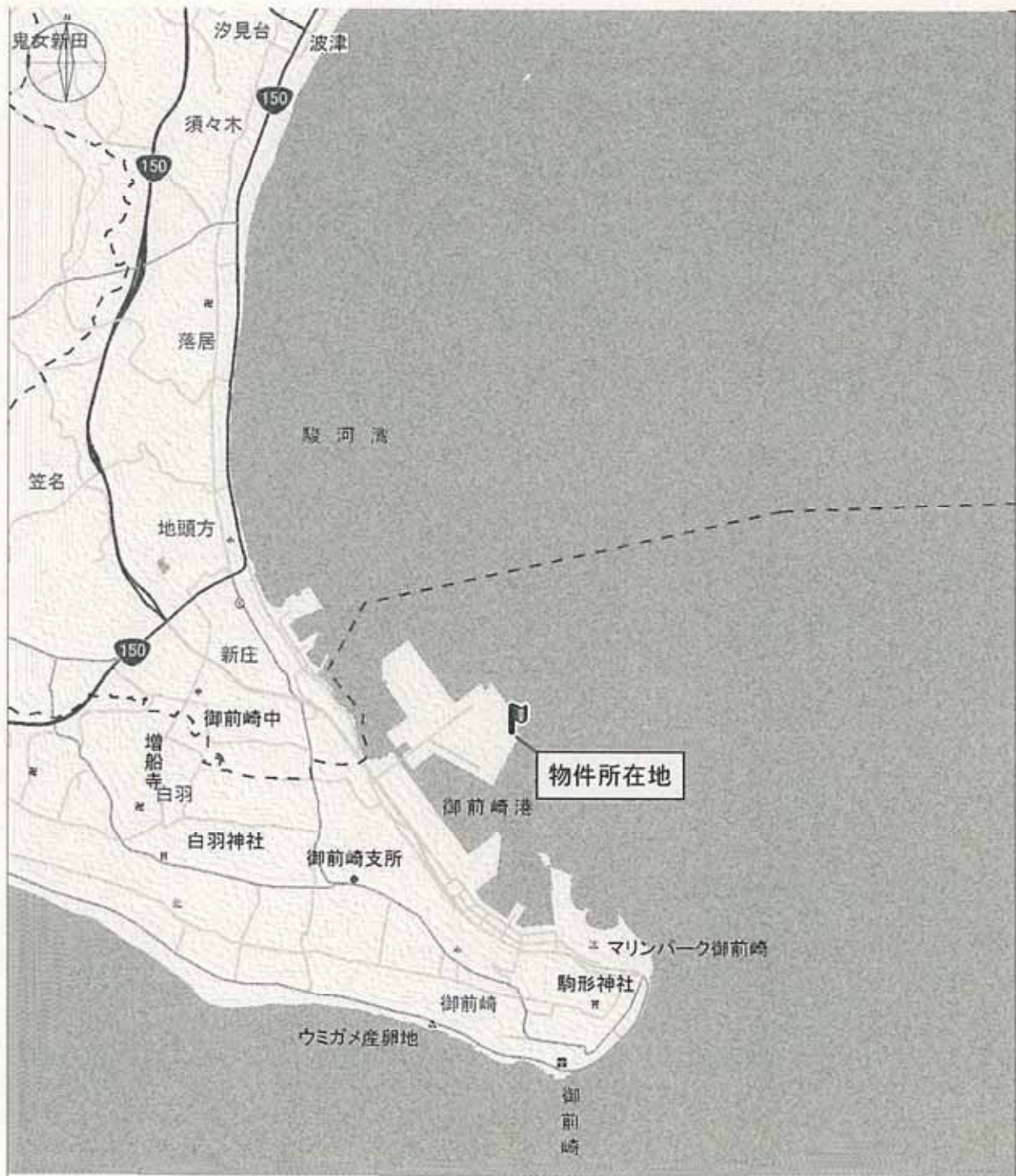
延長：23.825m、直径：2.783m～3.497m、肉厚：28mm～32 mm、重量59 t

3 ボトムタワー部

延長：16.665m、直径：3.496m～4.043m、肉厚：32mm～41mm、重量60 t

4 アンカーリング部

延長：0.54m、直径：4.040m～4.040m、肉厚：40mm～42mm、重量4.8 t



【箇所座標】緯度:34度37分21.16秒 経度:138度13分14.77秒, X:-25604m Y:-152773m

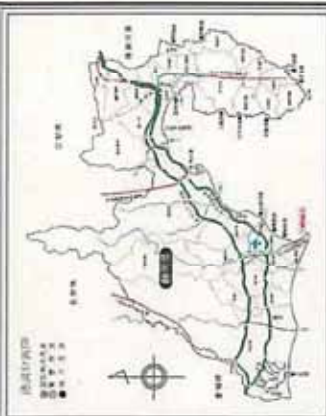
1:50000

位置図

御前崎港計画平面図

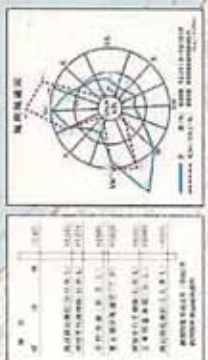
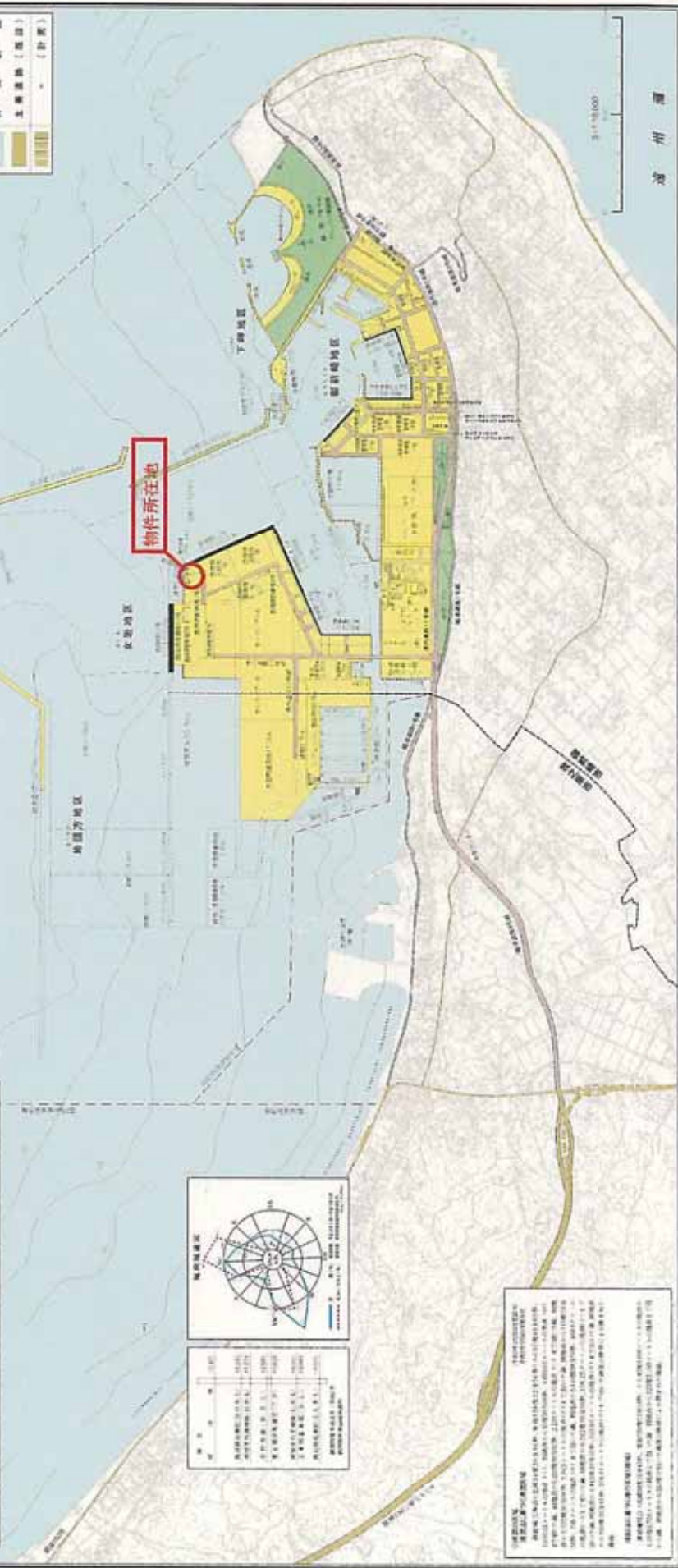


案内図



凡例

—	道路
—	河川
—	海岸線
—	境界線
—	境界線(計画)



御前崎港計画

本計画は、御前崎港の整備と発展を図ることを目的として、港内区域の土地利用、交通アクセス、環境保全等を総合的に検討したものである。

計画区域は、御前崎市街地と密接に連携し、地域の活性化と発展に貢献するものとする。

本計画の実施には、関係機関との連携と協力を要する。

御前崎市 建設部 港湾課

令和 年 月 日

御前崎港風力発電施設タワー一部(鉄塔)(遠景)



売却物件(遠景)



売却物件(近景)タワー部



売却物件(近景)タワー部



売却物件(近景)タワー部



売却物件(アンカーリング)



売却物件(トップタワー部)



売却物件(トップタワー部)



売却物件(トップタワー部)



売却物件(ミドルタワー部)



売却物件(ミドルタワー部)



売却物件(ミドルタワー部)



売却物件(ボトムタワー部)



売却物件(ボトムタワー部)



平成 年 月 日

(参加資格確認申請者) 様

静岡県御前崎港管理事務所長

一般競争入札参加資格確認通知書

先に申請のありました下記の一般競争入札（県有財産売り払い）に係る競争参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日 : 平成26年11月28日

売払い物件 : 御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）

入札日時 : 平成26年12月12日 午後1時30分

入札場所 : 静岡県御前崎港管理事務所 別館2階会議室

競争参加資格の条件 : 競争参加資格は暫定的なもので、入札後に行う「御前崎港風力発電施設タワー部（鉄塔）解体撤去作業施工計画書」の審査の後に確定します。

平成 年 月 日
静岡県御前崎港管理事務所
所長 進藤弘之

落札者決定通知書

下記の一般競争入札（県有財産売払い）に係わる競争参加資格について、次の者が落札した旨通知します。

記

入札公告日 : 平成26年11月28日
売払い物件 : 御前崎港風力発電施設タワー一部（鉄塔）
開札日時 : 平成26年12月12日 午後1時30分
落札者名 :
落札金額 : 円（税抜き）